



2015年4月8日
電力広域的運営推進機関

需給状況改善のための指示の実施について

当機関は、本日、電気事業法第28条の4第1項に基づき、東京電力区域の需給状況改善のため、下記のとおり指示を行いました。

記

- 1 指示を受けた会員の名称
 - ・ 中部電力株式会社
 - ・ 東北電力株式会社
 - ・ 東京電力株式会社

- 2 指示の内容
 - ・ 中部電力は東京電力に18時～21時の間、60万kWの電気を供給すること
 - ・ 東北電力は東京電力に18時～21時の間、40万kWの電気を供給すること
 - ・ 東京電力は中部電力と東北電力から18時～21時の間、100万kWの電気の供給を受けること

- 3 指示をした年月日及び時刻
 - ・ 2015年4月8日 17時30分

- 4 指示をした理由
 - ・ 東京電力区域の気温低下による需要増加等に伴い、広域的な融通を行わなければ、電気の需給の状況が悪化するおそれがあったため。

以上